寺本康之の民法Ⅱザ・ベストハイパー [債権・家族]

<第1刷>

ヘ 弗 Ⅰ 柳 ノ	
ページ	内容
	本文上から 11 行目「…になります。」のあとに以下を追加。
39	…代位行使できるということになります。 <mark>ただし、これは被代位権利の目的が</mark>
	可分であるときの話です。被代位権利が不可分であるときは、被保全債権の限 度を超えて行使することができます。
115	図の <u>結論</u> 部分 【誤】譲渡 <mark>禁止</mark> 特約 → 【正】譲渡 <mark>制限</mark> 特約
146	側注上から6行目
	【誤】 <mark>第三</mark> 者が··· → 【正】者が···
192	TRY!肢4の解説3行目
	【誤】債 <mark>務</mark> 者 → 【正】債 <mark>権</mark> 者
231	「3 贈与者の引渡義務等」本文上から4行目
	「特定以後の価値の減少について責任を負わなくていいよ、」を削除
236	本文下から4行目
	【誤】特定以後の価値の減少について責任を負わなくて済みます。 ↓
	【正】 <mark>それ以上の</mark> 責任を負わなくて済みます。
240	本文下から3行目
	【誤】特定以後の価値の減少について責任を負わなくて済みます。
	↓ ↓ 【正】 <mark>それ以上の</mark> 責任を負わなくて済みます。
253	「⑤敷金」下の本文上から3行目
	【誤】(622条1項カッコ書) → 【正】(622条の2第1項カッコ書)
286	本文上から1行目
	【誤】この場合 → 【正】なお、成果報酬型は
325	「一般的不法行為の要件」①故意又は過失 の本文上から4行目
	【誤】「故意又は重過失」 → 【正】「重過失」

